

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成三十年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四 五番地	桜井市大字大福一三九八番ほか 一筆	
川上 二三郎	桜井市大字桜井一二五 九番地一―八〇八	桜井市大字高家二二三三番	
難波 良寛	高市郡明日香村大字細 川六九二番地	桜井市大字茅原四四四番一ほか 四筆	

二 認可年月日

平成三十年七月六日